

相続開始後の債務免除と二重課税の排除

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和 8 年 6 月 23 日

【事 件 番 号】 令和 6 年（行ヒ）第 160 号

【事 件 名】 所得税更正処分取消等請求事件

【裁 判 結 果】 原判決破棄差戻し

【参 照 法 令】 所得税法 9 条 1 項 16 号（令和 3 年法律第 11 号による改正前のもの。現 17 号）、
相続税法 13 条 1 項 1 号・14 条 1 項

【掲 載 誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25575065

名城大学教授 伊川正樹

事実の概要

1 平成 5 年 9 月、亡 J は S 銀行から 16 億円を借り入れ（以下、この契約を「本件金銭消費貸借契約」という。）、亡 J の子である亡 A は、同日、これを連帯保証した。なお、その頃、亡 J 名義でマンションが購入されている。

平成 14 年 2 月、S 銀行は、亡 J 及び亡 A を相手取り、本件金銭消費貸借契約及び連帯保証契約に基づき、16 億円及びこれに対する利息・遅延損害金の連帯支払を求める訴えを提起した。亡 J は訴訟継続中の平成 14 年 10 月に死亡し、亡 A 及びその子である X₁ 及び X₂（以下、この 2 人を「X ら」という。）を含む 6 名の相続人（以下「亡 J 相続人ら」という。）がこの訴訟を承継した。

2 この訴訟について、平成 16 年 4 月、S 銀行と亡 J 相続人らとの間で、次のような内容の和解が成立した。

亡 A は、S 銀行に対し、16 億円の債務を次のとおりに返済する。

- (1) 平成 16 年 9 月 30 日限り 3 億 7,130 万円
- (2) 平成 18 年 12 月 31 日限り 2 億 5,000 万円
- (3) 平成 19 年から平成 28 年まで毎年 6 月 30 日限り 50 万円ずつ（合計 500 万円）
- (4) 平成 28 年 7 月 31 日限り 9 億 7,370 万円

亡 A が S 銀行に対し、上記 (1) ～ (3) までの合計 6 億 2,630 万円を期限の利益を失うことなく支払ったときは、S 銀行は亡 A に対し、残額の 9 億 7,370 万円の支払義務（以下「本件債務」という。）を免除する（以下、上記 6 億 2,630 万円の支払に係

る停止条件を「本件支払条件」という。）。

3 亡 A は、本件支払条件に従い、S 銀行に対し、上記 (1)(2) の金額を各期限までに支払った。また、亡 A は上記 (3) について、S 銀行に対し、平成 19 年から同 26 年までの毎年 6 月に各 50 万円（合計 400 万円）を支払った。これにより、本件支払条件により亡 A が支払うべき分割金の残額は 100 万円となった。

平成 26 年 10 月 27 日、亡 A は死亡し、亡 A の妻及び子である X らを含む 4 人（以下「亡 A 相続人ら」という。）を相続人とする本件相続が開始した（以下、この日を「本件相続開始日」という。）。亡 A 相続人らは、同人らのうち X らが本件貸付けに係る残債務について、X らが各 2 分の 1 ずつ承継する旨の遺産分割協議を成立させた。

X らは、平成 27 年 6 月 25 日及び同 28 年 6 月 15 日に S 銀行に対し、それぞれ 50 万円（合計 100 万円）を支払った。これにより、S 銀行は、本件支払条件に従い、X らに対し、本件債務（9 億 7,370 万円）を免除した（以下「本件債務免除」という。）。

亡 A 相続人らは、所轄税務署長に対し、亡 A が本件相続開始日に負っていた本件借入債務の残高 9 億 7,470 万円を相続税法 13 条 1 項 1 号に規定される債務控除の対象として、本件相続に係る相続税の申告書を共同で提出した。その後、X らは、本件借入債務を債務控除の対象から除外するなどの修正をした相続税の修正申告書を提出した。

X らは、平成 28 年分の所得税等の各確定申告において、本件債務免除による利益（以下「本件

債務免除益」という。)を申告していなかったところ、所轄税務署長は、本件債務免除益が一時所得に該当するとして、Xらに対し、平成28年分の所得税等の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

Xらは、これらの処分を不服として、審査請求を経て、本件訴えを提起した。

本件の主な争点は、①本件債務は、相続税法13条1項1号によりその金額を控除すべき債務(同法14条1項)に当たるか、②本件債務免除益に所得税法9条1号16号(令和3年法律第11号による改正前のもの。現在は17号。以下「本件規定」という。)が適用されるかである。

第一審(東京地判令5・3・14税資273号順号13829)¹⁾は、①について債務控除は認められないとした上で、②について、本件債務免除益は、停止条件の成就が亡Aの相続開始後であることから、それによる所得の発生時に、これをXらの所得税の課税対象とすることは、相続等によって取得するものに対する二重課税の排除を目的とする本件規定の趣旨に反するものではないと判示した。

控訴審(東京高判令6・1・25税資274号順号13930)²⁾も、①については第一審と同様の判断を示したものの、②については、近い将来に免除を受ける可能性が極めて高いこと等を理由に、相続税法上、債務控除されなかったものが後に免除された場合は、当該債務免除に係る相続人の利益は、形式的には当該債務免除を受けた時点で発生したものといえても、所得税との関係では、潜在的には相続により取得していたものとみることができするため、当該債務免除に係る相続人の利益は、相続税法上、控除されなかった債務に相当する部分の経済的利益と同一のものといえることから、特段の事情のない限り、これに所得税を課することは許されないと判示した。

判決の要旨

1 「本件規定という『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所

得とは、当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、本件規定の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される(以上につき、最高裁平成20年(行ヒ)第16号同22年7月6日第三小法廷判決・民集64巻5号1277頁参照)。」

2 「本件においては、被上告人らがAを相続した後に本件債務の免除の効力が生じたのであるから、被上告人らが、これによる経済的利益を相続等により取得したということとはできない。そして、本件相続に関し、本件債務が相続税法14条1項所定の『確実に認められるもの』に当たらず、相続税の課税価格に算入すべき価額からその金額が控除されないとしても、本件相続後に本件債務が消滅することによって生ずる経済的価値に対して相続税が課されるものではないから、上記経済的利益に所得税を課すことは、同一の経済的価値に対し相続税と所得税とを二重に課すものとはいえず、本件規定の上記趣旨に反するものではないというべきである。」

3 「したがって、本件債務の免除により被上告人らが受ける経済的利益は、本件規定所定の非課税所得には当たらず、上記経済的利益に所得税を課することが、本件規定に反するということとはできない。」

なお、平木裁判官及び沖野裁判官による各補足意見並びに石兼裁判官による反対意見がある。

判例の解説

一 本判決の特徴

本判決は、①本件債務の相続税法上の債務控除の可否³⁾については原審の判断を所与のものとしており(判決の要旨2参照)、実質的には、②本件規定の適用可能性についてのみ判断されている。ただし、最高裁が示した判決⁴⁾は判決の要旨で引用したものがすべてであり、極めてシンプルである。また、本判決に対しては厳しい批判が投げかけられるだけでなく⁵⁾、本判決が破棄自判で

はなく差戻しとされた意義（すなわち、差戻審が判断すべき内容）について検討する必要がある。

多数意見は、まず長崎年金訴訟最高裁判決を参照し、本件規定の意義を確認している（判決の要旨1参照）。それに続けて、本件債務免除益の発生のタイミングが本件相続開始後であるため、Xらが相続により取得したものではないとして、本件相続後に生じた経済的価値に対して相続税が課されるものではないことから、それに所得税を課することは二重課税には当たらないと判示している。

多数意見とは別に、平木・沖野両裁判官がそれぞれ補足意見を述べ、石兼裁判官が反対意見を述べている。とりわけ、沖野裁判官による補足意見⁶⁾は、「～という考え方があり得る。」などの表現が散見される異例の内容となっているが、同意見が多数意見の判示内容を補足するものとして読むことにより、本判決の意義を理解することができると思われる。

二 沖野補足意見

1 沖野補足意見が示す多数意見の「判旨」

約4頁にわたる沖野補足意見の最後の部分で、「多数意見は、本件における本件規定の適用について判断したものであって、本件場合における相続人の債務免除益の所得該当性について、肯定、否定いずれの判断をしたものでもない。」と述べられている。この判示が多数意見の意図するところであるのであれば、その判旨は、①Xらは本件債務免除により経済的利益を得た、②当該経済的利益は、本件規定所定の非課税所得には当たらない、③ただし、Xらが得た経済的利益が所得税法上、課税されるかどうかまでは判断していない、ということになる。

こうした理解が妥当するかどうか、沖野補足意見の内容を検討してみよう。

2 本件規定（二重課税排除規定）該当性

沖野補足意見1(1)は、本件規定を文理解釈し、「相続により取得する」「所得」であれば非課税となる旨を述べている。そして、本件においてXらが得た債務免除益は、相続人であるXらの下で実現したものと指摘している。

そして、原判決が本件債務免除益は潜在的には相続により取得したものと解するのに対して、X

らは「停止条件付きで債務免除を受ける期待権ないし地位」を相続したとみることができるものの、本件ではそのような利益に対して所得税が課されたとはいえず、それを「相続により取得した所得」と解するのは文理上困難であると解している。また、仮にこのように解したとしても、当該経済的利益は相続税の課税対象とされていないため、本件規定には該当しないと述べている。

次に、沖野補足意見1(2)は、原判決が示した担税力に関する論拠について、本件規定は所得税と相続税の二重課税を排除しようとするものであり、担税力の調整を行うことを目的とする規定ではないとして、原判決の解釈は本件規定の文言及び趣旨を超えるものであると断じている。この点については、二重課税の排除と担税力の調整は同一の目的ではないかという反論が予想されるが、同意見は、次の債務免除益に対する所得税課税の根拠との関係で、それに関する議論が未成熟であるため、担税力のとらえ方が定まっていないことを示唆している。

3 債務免除益課税の理論

沖野補足意見2(1)では、債務免除益に対する所得税課税の根拠として、純資産アプローチと借入金アプローチに該当する考え方を挙げているが、それに続けて(2)では、「以上は、相続債務の債務免除益に係る所得税課税において、直ちにこれらの考え方が採られるべき旨を述べるものではない。」としている。

また、相続税と所得税が共通の性質を有するため、両者を統一的に扱うべきとの考え方について疑問を呈し、特別の規定がない限り、具体的な事象の評価や扱いが同一になるわけではないとの考え方があり得るとしている。また、(3)では、「そもそも、債務免除益に係る所得税課税の根拠及び要件については様々な議論がある上、本件におけるような相続が関わる場合の相続債務との関係については、従来、十分な議論がされてきたとはいえない。」と述べている。

このように様々な可能性を示す表現は異例であるが、その意図は、債務免除益に対する所得税課税、とりわけ本件のように相続債務との関係が問題になるケースの特殊性を踏まえる必要性を指摘するものと考えられる。そして、債務免除益に対する所得税課税について借入金アプローチをとる

場合には、沖野補足意見 2 (2) が指摘するように、当初の (亡 J) による借入金による経済的価値と借入金債務とを X がどのように承継しているか、すなわち、X が得た債務免除益の収入金額をどのように認定するか、という点が問われることになる。沖野補足意見が多数意見の意図を示すものだとすれば、差戻審では、債務免除に対する所得税課税の理論的根拠及び X が受けた経済的利益の実質について判断することが求められているといえるだろう。

三 平木補足意見と石兼反対意見の評価

平木補足意見は、仮定事例と原判決を経済的価値の観点から比較検討すると、課税の不均衡を招くとして、原判決の不合理性を説いている。しかし、本件は亡 J の債務を亡 A が相続によって承継しているため、仮定事例のように亡 A が債務免除を受けたとしても、その時点での借入金の状況を考慮していないため、上記の沖野補足意見 2 (2) の指摘に答えることができない。

石兼反対意見は、本件規定が排除する経済的価値は積極財産に限定すべきではなく、債務のような消極的経済的価値も対象になり得るとした上で、本件債務の担税力に着目するものである。ただし、やはり沖野補足意見 2 (2) の指摘への回答が問題となる。

四 本判決に対する評価

本件規定の適用を肯定する見解は、本件債務を含む相続財産に対して相続税が課され、その後、相続人である X が本件債務免除益を受けるのであれば、これらの経済的価値は同一であるため、二重課税に当たるとを根拠とするものである。ただし、本件規定を適用するためには、本件債務免除益と同一の経済的価値が相続税の課税対象となっているかどうか問題となる。

他方、第一審判決と本判決は、本件債務免除益の発生時点が相続開始後である点を根拠としている⁷⁾。しかし、多数意見の判示に沖野補足意見の内容が込められているとすれば、債務免除益に対する所得税課税の根拠が重要になる。そのため、本件に対する評価は、債務免除益に対する課税理論の視点を入れるかどうかポイントとなる。

債務免除益に対する課税理論としては、主に純資産アプローチと借入金アプローチがある⁸⁾。純

資産アプローチとは、将来の返済に充てるはずだった資産が利用可能となることを課税の根拠とする考え方であり、債務の消滅時のみに着目する点に特徴がある。これに対して、借入金アプローチとは、債務の発生時と消滅時を通じて観察し、債務の発生時に非課税で得た経済的利益に対して、債務の消滅時に課税するものと理解する見解である。両者の違いは、債務の発生時に経済的利益を得ていない債務について、消滅時に課税ができるかどうかという場面で現れ、前者によれば課税の根拠が明確ではないのに対して、後者の場合には課税されるべきでないとの結論が導かれることになる⁹⁾。

差戻審では、本件には本件規定が適用されないことを前提として、X が受けた債務免除益に対してどのように所得税を課すのか、また本件借入金に当たる財産は本件債務免除時においてどのように X に引き継がれていたのかという事実認定に基づき、収入金額をどのように評価するかが判断の中心となるであろう。そのいかんによっては、X には債務免除益が認められるものの、所得税は課されないとの結論が示されることもあり得るだろう¹⁰⁾。

●——注

- 1) 第一審判決の評釈として、藤間大順「判批」神奈 56 巻 3 号 (2023 年) 125 頁、田中昌国「判批」新・判例解説 Watch (法セ増刊) 34 号 (2024 年) 225 頁等。
- 2) 控訴審判決の評釈として、倉見智亮「判批」新・判例解説 Watch (法セ増刊) 36 号 (2025 年) 203 頁、平川英子「判批」令和 6 年度重判解 (ジュリ 1610 号) (2025 年) 154 頁等。
- 3) この点について争った別件訴訟として、東京地判令 6・11・28 判例集未登載、LEX/DB25616526。
- 4) 以下に取り上げる補足意見及び反対意見と対比して、「多数意見」という。
- 5) 本判決に対する批判として、長島弘「判批」月税事 58 巻 8 号 (2026 年) 1 頁。
- 6) 以下、「沖野補足意見」という。
- 7) 第一審判決の理由づけが不明確であることを指摘するものとして、藤間・前掲注 1) 130 頁以下参照。
- 8) 藤間大順『債務免除益の課税理論』(勁草書房、2020 年) 7~32 頁参照。
- 9) 高橋祐介「損害賠償なんか踏み倒せ！」立命 352 号 (2013 年) 256 頁以下、藤間・前掲注 1) 138 頁以下参照。
- 10) 同旨、品川芳宣「判批」週 TA1135 号 (2026 年) 24 頁参照。